

神戸市灘区マスコットキャラクター「にゃだ」の画像利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市灘区マスコットキャラクター「にゃだ」の画像（以下、「にゃだ」という。）に係る著作権法（昭和45年法律第48号）第63条に基づく利用許諾に関し、必要な事項を定めるものとする。

(権利)

第2条 「にゃだ」に関する著作権その他一切の権利は、神戸市に属する。

(利用画像)

第3条 この要綱において「にゃだ」とは、様式第1号の「にゃだ」基本デザイン及びその展開デザインとして神戸市灘区長（以下、「区長」という。）が定めるものとする。

(利用の申請)

第4条 「にゃだ」の利用希望者は、あらかじめ様式第2号の「『にゃだ』画像利用申請書」（以下、「申請書」という。）に必要な書類を添付して区長に提出し、区長の許諾を得なければならない。

2 区長は申請内容について審査し、適当と認める場合は、様式第3号の「『にゃだ』画像利用許諾書」を申請者に交付するものとする。

(許諾の変更)

第5条 第4条第1項の規定による許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、その許諾に係る事項を変更しようとするときは、様式第4号の「『にゃだ』画像利用許諾内容変更申請書」に必要な書類を添付して区長に提出し、区長に許諾を受けなければならない。

2 区長は、許諾に係る事項の変更を許諾したときは、様式第5号の「『にゃだ』画像利用変更許諾書」を利用者に交付するものとする。

(利用目的)

第6条 「にゃだ」は、次の各号のいずれかに該当する場合にのみ利用することができるものとする。

- (1) 公益的活動の推進を目的として利用するとき
- (2) 神戸市灘区（以下、「区」という。）及び区内各地域のPRを目的として利用するとき
- (3) 区への愛着や親しみを高めるとともに、区のイメージを内外に発信するために利用するとき

(利用許諾基準)

第7条 区長は、申込の内容が前条に定める利用目的に合致し、かつ次の各号のいずれかに該当する場合にのみ「にゃだ」の利用を許諾する。

- (1) 市等が行う啓発活動、市主催（共催）事業で利用するとき
- (2) 国または地方公共団体が利用するとき
- (3) 前2号に掲げるもの以外の団体等が区内における奉仕活動若しくは区の地域活性化につながる活動において利用するとき

2 前項の規定にかかわらず、公益上の観点から区長が適当と認める場合は、「にゃだ」の利用を許諾する。

(利用許諾の制限)

第8条 区長は、前条の規定にかかわらず、申請者の画像等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。

- (1) 市および区の品位を傷つけるおそれがあると認められるとき
- (2) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められるとき
- (3) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれがあると認められるとき
- (4) 特定の個人又は団体を援助、助長、促進、圧迫、干渉等していると誤解させるおそれがあると認められるとき
- (5) 営利若しくは販売を目的とするとき。ただし、区長が特に認める場合の利用を除く。
- (6) その他区長が不適當と認めるとき

(遵守事項)

第9条 利用者は、「にゃだ」の利用に際して、次の各項を遵守しなければならない。

- (1) 「にゃだ」について、許諾を受けた内容と異なる利用又はその許諾条件に反する利用をしないこと
- (2) 「にゃだ」の利用に関し、本市又は第三者に損害を与えないこと
- (3) 「にゃだ」の改変をしないこと
- (4) 「にゃだ」を表示する同一面上に「©2026神戸市」又は「©2026 Kobe City」及び許諾番号を表示すること。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (5) 「にゃだ」を利用する権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保の用に供しないこと
- (6) 「にゃだ」の類似画像の作成、第三者による「にゃだ」に係る著作権侵害の助長その他本市の権利を侵害する行為をしないこと
- (7) 許諾を受けた「にゃだ」を利用した物件を直ちに提出すること。ただし、物件の提出が困難と区長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(8) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例を遵守すること

(利用期間)

第10条 利用者が「にゃだ」を利用できる期間は、1年以内で区長が定める期間とする。
ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料)

第11条 利用に係る費用は、無料とする。

(事故発生時の報告義務等)

第12条 利用者は、「にゃだ」の利用において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、直ちに区長に対し報告し、その指示を受けなければならない。

(調査等)

第13条 区長は、「にゃだ」の利用に関し必要があると認めるときは、利用者に対し報告を求め、調査を行い、又は適切な措置を求めることができる。

2 利用者は、前項の規定により区長から報告を求められ、若しくは適切な措置を求められたときは、速やかにこれに応じ、又は区長から調査を受けたときはこれに協力しなければならない。

(許諾の取消し等)

第14条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項若しくは第5条第1項の許諾を取り消し、許諾内容を変更し、又は「にゃだ」の利用の制限をし、若しくは利用の停止をすることができる。

- (1) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき
 - (2) 偽りその他不正な手段により許諾を受けたとき
 - (3) 公益上やむを得ない必要が生じたとき、その他「にゃだ」の管理運営上やむを得ない必要が生じたとき
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長がその利用の継続を不適當であると認めるとき
- 2 前項の規定に基づく許諾の取消し、許諾内容の変更又は「にゃだ」の利用の制限若しくは利用の停止により利用者に生じた損害については、本市は一切の責任を負わない。

(利用終了後等の措置)

第15条 第10条の規定による利用期間が終了した者、若しくは前条第1項の規定に基づく許諾の取消しを受けた者は、速やかに「にゃだ」の利用を中止し、並びに「にゃだ」の複製物の廃棄及び回収に関する区長の指示に従わなければならない。

(損害賠償請求)

第16条 利用者は、「にゃだ」の利用に関し、利用者の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合は、利用者の責任において速やかにその損害を賠償しなければならない。

(個人情報の取り扱いについて)

第17条 本市は、申請書に記載された個人情報に関して、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を遵守して取り扱う。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、「にゃだ」の利用について必要な事項は、区長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年5月20日から施行する。

様式第 1 号



C:25 M:0 Y:39 K:15
PANTOEN:359C



C:57 M:21 Y:0 K:10
PANTOEN:2915C



C:2 M:4 Y:93 K:0
PANTOEN:100C



黒



白



C:0 M:37 Y:18 K:0
PANTOEN:2337C